

(仮称) 交野市立交野みらい学園  
施設一体型小中一貫校整備事業

事業概要書

令和3年4月9日

交野市

## はじめに

交野市（以下「本市」という。）では、令和2年度に実施した「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務」に基づき、施設一体型小中一貫校「（仮称）交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校（以下「本施設」という。）」を基本設計先行型DB手法（Design Build）により整備することを進めている。

基本設計先行型DB手法の採用により、選定事業者の創意工夫に基づく効果的、効率的な事業実施を期待するものである。

本事業概要書は、今後実施する事業者選定を円滑に行うため、入札公告に先んじて、大まかな事業内容案について周知を図るものである。そのため、入札公告までの間に内容の一部または全部が変更となる可能性があることを予め申し添える。

## 1 事業の範囲

本事業は、選定事業者が新たに本施設の実施設計、建設等の業務を遂行することを事業の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、（仮称）交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）において提示するが、対象となる事業の範囲の概要は、次のとおりである。

なお、モニタリング及び工事監理は、本市及び別途に委託するこれら業務の受託者が実施する予定である。

- （1）事前調査業務
- （2）設計業務
- （3）新校舎および附属棟建設・土木造成開発等工事
- （4）解体撤去業務
- （5）その他関連業務

## 2 事業期間

本契約締結日の翌日から令和6年12月20日

### 3 事業者の募集及び選定

#### (1) 選定方法

本市は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により行う予定である。

#### (2) 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは、概ね下表のとおり想定する。

日 程	内 容
令和3年5月下旬	入札公告
令和3年6月	現地見学会等、第1回質疑応答
令和3年7月	参加表明書・資格審査書・VE提案書等の受付及び結果通知
令和3年8月	第2回質疑応答
令和3年9月中旬	入札書・提案書の受付
令和3年10月下旬	落札者決定及び公表
令和3年11月上旬	仮契約締結
令和3年12月下旬	本契約締結

#### (3) 入札公告

令和3年5月下旬に入札説明書、要求水準書、VE提案実施要領、設計施工一括請負契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を本市のホームページに公表し、入札公告を行う。

### 4 応募者等の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業を含む単数または複数企業のグループにより構成されるものとする。

#### (2) 入札参加者の構成企業の要件

入札公告時に公表

## 5 立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 施設の立地条件

施設名称 (学校種別)	(仮称)交野市立交野みらい学園 施設一体型小中一貫校 (義務教育学校)
整備計画地の場所	大阪府交野市私部1丁目地内 (現交野小学校、旧第一・第二給食センター)
施設用途	教育施設 (平成31年国土交通省告示第98号 別添二類型第七号 第一類)
用途地域	第一種中高層住居専用地域
容積率 / 建蔽率	200% / 60%
高度地区	第二種高度地区
開発区域面積	約24,035 m <sup>2</sup>
予定敷地面積	約22,265 m <sup>2</sup>
主要構造	RC造 (一部S造、PC造その他の構造も可とする)
建設工事規模	4階建て延べ面積15,830 m <sup>2</sup> 程度
解体工事	現交野小学校 (RC造一部S造、延べ面積:約8,100 m <sup>2</sup> ) ※屋内運動場・プール・交野児童会・倉庫等・樹木・外構構造物含む 旧第一・第二給食センター (S造、延べ面積:約1,900 m <sup>2</sup> )

※予定敷地は埋蔵文化財保存区域ではないことは確認済みである。

## 6 その他事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

本事業に当たっては、その予算措置として、継続費の設定に関する議案を、令和3年3月の議会定例会に提出し、既に議決を受けている。なお、事業契約に関する議案は、令和3年12月の議会定例会に提出することを想定している。

### (2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本市のホームページなどを通じて行う。

### (3) 入札に伴う費用負担

事業者の応募にかかる費用については、すべて事業者の負担とする。